

令和 7 年度
北本市財政計画
(令和 7 年度～令和 9 年度)

令和 7 年 3 月

目 次

第 1	財政計画の意義と目的	1
1	計画策定の意義	1
2	計画策定の目的	1
第 2	計画策定の基本的な考え方	2
1	計画の位置づけ	2
2	計画期間	2
3	会計単位	2
4	計画の見直し	2
第 3	本市の財政状況について	3
1	財政状況の推移（令和2年度～令和6年度（見込み））	3
2	財政指標の推移（令和2年度～令和6年度（見込み））	6
第 4	令和7年度財政計画収支試算	7
1	収支試算の前提条件	7
2	一般会計歳入・歳出の財政見通し（令和7年度～令和9年度）	9
3	財政指標の見通し（令和7年度～令和9年度）	10
第 5	今後の見通しと課題及び今後の取組	11
1	今後の見通しと課題	11
2	今後の取組	14

別紙	普通会計の公債費見通しと今後の取組（令和7年度～令和16年度）
----	---------------------------------

第 1 財政計画の意義と目的

1 計画策定の意義

北本市自治基本条例(平成 21 年条例第 22 号)第 15 条第 1 項には、「市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。」と、また、同条第 2 項には、「市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。」と規定されています。

市長は、これらの規定に基づき市政運営を行うに当たり、現在の財政状況を把握するとともに、財政収支の将来推計を行うこととなります。

本計画で財政運営の基となる財政の見通しを示すことにより、市民の知る権利を保障するとともに、市長としての説明責任を果たすものです。

2 計画策定の目的

(1) 財政収支の見通しを立てることにより、現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための取組を明らかにします。

(2) 第五次北本市総合振興計画に定める施策に基づく事業選択を行う際の指針とするとともに、これらの後年度負担等をチェックする手掛かりとします。

将来にわたり財政の安定及び健全性の確保を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

第2 計画策定の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- (1) 健全で安定した財政運営を行うため、財政的視点から第五次北本市総合振興計画に位置づける基本計画を補完し、その実効性を高めるためのものとしします。
- (2) 将来の財政収支の見通しを明らかにし、持続可能な行政基盤の確立を目指すとともに、第五次北本市総合振興計画に位置づける実施計画の策定、予算編成及び執行並びに日常の行政管理に当たっての指針とするものです。

2 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3か年としします。

3 会計単位

会計単位は、一般会計としします。

4 計画の見直し

計画は国の制度改正等を踏まえ、毎年度修正することとしします。

第3 本市の財政状況について

1 財政状況の推移（令和2年度～令和6年度（見込み））

(1) 決算額の推移

ア 歳入の状況

（単位：百万円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
市税	8,844	8,858	8,965	9,025	8,717
地方譲与税	144	147	140	141	146
交付金	1,550	1,766	1,748	1,762	2,056
地方交付税	2,315	3,004	3,022	3,346	3,531
うち普通交付税	2,123	2,820	2,838	3,155	3,360
うち特別交付税	192	184	184	191	171
国・県支出金	11,987	6,867	6,310	6,244	6,208
市債	1,423	1,792	759	989	1,557
うち普通債	461	513	434	844	1,493
うち臨時財政対策債	903	1,279	326	145	64
繰越金	1,027	1,190	1,506	1,499	1,291
その他歳入	1,752	1,964	2,989	3,398	3,593
歳入合計	29,043	25,588	25,439	26,405	27,099

※数値は表示以下四捨五入しているため合計が一致しない場合があります（以下同じ。）。

※令和6年度見込みは、現計予算（3月補正後）に見込執行率を乗じて推計しています。

市の歳入の根幹をなす市税収入は、平成29年度中に市内大規模法人の生産が終了したことから、平成30年度以降、90億円前後の水準で推移していましたが、令和6年度の市税収入は、定額減税の実施に伴い、87.2億円程度になると見込んでいます。なお、減額分については、交付金（地方特例交付金）で補填されています。

また、地方交付税と地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の合計額は、市税収入の減収を受け、平成30年度から30億円を超える水準となっています。

市債は、令和3年度以降の施設の集約化事業等の実施に伴い増加傾向となり、令和6年度は、栄市民活動交流センター整備事業等に係る市債発行により、普通債の発行額が14.9億円程度になると見込んでいます。

イ 歳出の状況

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
義務的経費	10,707	12,271	11,869	12,094	12,690
人件費	3,385	3,434	3,508	3,593	3,790
扶助費	5,055	6,491	6,017	6,389	6,892
公債費	2,267	2,347	2,344	2,112	2,009
投資的経費	751	871	931	1,442	1,829
普通建設事業費	751	871	931	1,442	1,829
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
その他経費	16,395	10,940	11,140	11,578	11,111
うち繰出金	2,119	2,160	2,357	2,477	2,584
歳出合計	27,853	24,082	23,940	25,114	25,630

差引(歳入－歳出)	1,190	1,506	1,499	1,291	1,469
実質単年度収支	378	984	△236	△170	102

※令和6年度見込みは、現計予算(3月補正後)に見込執行率を乗じて推計しています。

人件費は、人事院勧告を踏まえた給与改定等に伴う影響により、令和6年度は前年度比約2億円増の約37.9億円を見込んでいます。

扶助費は、児童福祉費や社会福祉費に係る給付費が増加していることから、令和6年度は約68.9億円になると見込んでいます。

公債費は、平成24年度から平成26年度までに実施した庁舎建設事業の実施等の影響により増加していましたが、その一部の償還終了等により、令和6年度は前年度と比べ約1億円、4.9%減の約20.1億円になると見込んでいます。

普通建設事業費は、施設を将来にわたって健全で安全に運営していくことを目的とした北本市公共施設マネジメント実施計画(適正配置計画、個別施設計画)(以下「公共施設マネジメント実施計画」という。)に基づき、施設の集約化等に取り組んでいるため、令和6年度は約18.3億円になると見込んでいます。

(2) 市債残高の推移

(単位：百万円)

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
普通債	8,765	8,021	7,193	7,002	7,599
その他債	11,620	11,898	11,218	10,352	9,391
うち臨時財政対策債	11,421	11,743	11,099	10,257	9,321
合 計	20,385	19,920	18,411	17,354	16,990

市債残高は、庁舎建設事業等の大型事業を実施した平成２６年度以降の投資的経費の抑制及び臨時財政対策債の発行額の減により、減少傾向にあり、令和６年度末残高は約１７０億円になる見込みです。

なお、普通債については、施設の集約化等に係る市債の発行に伴い、上昇する見込みです。

(3) 基金残高の推移

(単位：百万円)

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
財政調整基金	1,423	2,061	2,074	2,001	1,799
減債基金	473	944	864	889	991
緑と花のまちづくり基金	96	88	78	53	49
収入印紙等購入基金	5	5	5	3	3
公共施設整備基金	57	256	455	977	1,059
南部地域整備基金	923	1,003	1,123	1,244	1,086
高尾宮岡ふるさとの みどりのトラスト基金	1	1	1	1	1
一般廃棄物処理施設整備 基金	652	702	802	898	999
ふるさと応援基金	444	668	930	1,221	1,431
森林環境整備基金	5	10	18	25	26
合 計	4,079	5,738	6,350	7,312	7,442

財政調整基金残高については、扶助費等の歳出の増に伴う取り崩しにより、令和６年度末で約１８億円になる見込みです。また、老朽化した公共施設の維持管理に伴う整備改修費の将来負担に備え、公共施設整備基金の積み立てを行うとともに、公共施設の整備改修に伴う市債発行の増加が見込まれるため、その返済のために、減債基金の積み立てを行っています。さらに、新たな一般廃棄物処理施設の整備等に備え、平成２８年度より一般廃棄物処理施設整備基金の積み立てを行っています。なお、ふるさと応援基金については、ふるさと納税の好調により、毎年度残高が増加しています。基金残高の合計額は、令和６年度末で約７４．４億円になる見込みです。

2 財政指標の推移（令和２年度～令和６年度（見込み））

（単位：％）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （見込み）
実質公債費比率＊	7.4	7.3	7.9	7.9	7.8
将来負担比率†	18.9	4.8	—	—	—

※将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示

実質公債費比率＊については、平成２６年度までの庁舎建設事業等の大型事業の実施に伴い発行した市債に係る元金償還が始まり、元利償還金が増えたため、平成２８年度から増加傾向にありました。平成３０年度以降は概ね７．３％で推移していましたが、令和４年度は標準財政規模‡の減少により再び増加しました。令和６年度は臨時財政対策債等の一部償還終了により元利償還金の減少が見込まれることから、７．８％になる見込みです。

将来負担比率†については、庁舎建設事業等の大型事業が終了した平成２７年度以後は、市債の発行量を抑制しているため減少傾向となっています。さらに、財政調整基金を含む各基金への積み立てにより充当可能財源等が増加し、市債残高や債務負担行為に基づく負担見込額などの将来負担する負債額を充当可能財源等が上回るため、令和４年度、令和５年度に引き続き、令和６年度も算定されない見込みです。

なお、今後も公共施設マネジメント実施計画に基づく事業の実施にあたり、基金の取り崩し及び市債の活用を見込んでいるため、その数値は上昇していくことが見込まれます。

【用語解説】

- ＊ 実質公債費比率：借入金（市債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合の３か年の平均値で表したものです。
- † 将来負担比率：借入金（市債）など現在抱えている負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。
- ‡ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものです。

第4 令和7年度財政計画収支試算

1 収支試算の前提条件

(1) 歳入

費目	考え方
市税	令和7年度は、当初予算と同額を見込む。 令和8年度及び令和9年度は、以下のとおり見込む。 ・税目毎の推計値を積み上げた。 ・個人市民税は、生産年齢人口の推計を基に見込む。 ・固定資産税及び都市計画税は、評価替え等による変動を見込む。 ・他の税目は、実績等を勘案して見込む。
地方譲与税	令和7年度当初予算と同額を見込む。
地方消費税交付金	令和7年度当初予算と同額を見込む。
その他交付金	令和7年度当初予算と同額を見込む。
地方交付税	令和7年度は、当初予算と同額を見込む。令和8年度及び令和9年度は、市税等の変動要因を考慮して見込む。
分担金及び負担金	令和7年度当初予算と同額を見込む。
使用料及び手数料	令和7年度当初予算と同額を見込む。
国・県支出金	令和7年度当初予算に歳出予算の見込額を考慮して見込む。扶助費及び投資的経費に係るものについては、歳出の伸び率を勘案して見込む。その他、令和8年度及び令和9年度は、令和7年度の特異要因を考慮して見込む。
財産収入	令和7年度当初予算と同額を見込む。令和8年度及び令和9年度は、令和7年度の特異要因を考慮して見込む。
寄附金	令和7年度当初予算と同額を見込む。
繰入金	各年度とも、財政調整基金からの繰入れ以外の当初予算を見込む。令和8年度及び令和9年度は、令和7年度の特異要因を考慮して見込む。
繰越金	前年度の収支の差額を見込む。
諸収入	令和7年度当初予算と同額を見込む。令和8年度及び令和9年度は、令和7年度の特異要因を考慮して見込む。
市債	普通債については、令和7年度は、当初予算と同額を見込み、令和8年度及び令和9年度は、各年度の特異要因を考慮して見込む。臨時財政対策債については、発行を見込まない。

(2) 歳 出

公債費、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金及び予備費を除き、令和 7 年度は、当初予算に対する見込執行率により見込む。

費 目	考 え 方
人件費	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額に昇給増額分等を考慮して見込む。
扶助費	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額に令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の決算額の伸び率を考慮して見込む。
公債費	既借入分については償還計画に基づく額。新規借入分については、歳入で見込んだ市債の条件に基づき（普通債：年利 2 %、15 年償還・据置 3 年）試算して見込む。
投資的経費	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額に各年度の特殊要因を考慮して見込む。
物件費	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額に各年度の特殊要因を考慮して見込む。
維持補修費	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額と同額を見込む。
補助費等	令和 8 年度及び令和 9 年度は、令和 7 年度の見込額と同額を見込む。
積立金	令和 7 年度当初予算と同額を見込む。
投資及び出資金・貸付金	令和 7 年度当初予算と同額を見込む。
繰出金	令和 7 年度は当初予算と同額を見込む。令和 8 年度及び令和 9 年度は、久保特会及び国保特会については令和 7 年度と同額を見込み、後期高齢特会及び介護特会については令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の決算額の伸び率を考慮して見込む。
予備費	支出を見込まない。

2 一般会計歳入・歳出の財政見通し（令和7年度～令和9年度）

（単位：百万円）

歳 入	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市税	9,194	9,159	9,096
地方譲与税	148	148	148
交付金	1,876	1,876	1,876
地方交付税	3,162	3,337	3,400
うち普通交付税	2,973	3,148	3,211
うち特別交付税	189	189	189
国・県支出金	5,798	6,577	6,981
市債	2,057	1,680	1,680
うち普通建設事業債	2,057	1,680	1,680
うち臨時財政対策債	0	0	0
繰越金	1,469	1,477	946
その他歳入	3,380	2,811	2,812
うち財政調整基金繰入金	0	0	0
歳入合計	27,084	27,065	26,939

歳 出	令和7年度	令和8年度	令和9年度
義務的経費	12,471	13,043	13,671
人件費	3,862	4,004	4,130
扶助費	6,605	7,074	7,626
公債費	2,004	1,965	1,915
投資的経費	2,237	2,534	2,534
その他経費	10,899	10,542	10,614
うち繰出金	1,951	2,019	2,091
歳出合計	25,607	26,119	26,819

差引（歳入－歳出）	1,477	946	120
実質単年度収支	8	△531	△826

令和 7 年度から 3 年間の形式収支（差引（歳入－歳出））は、令和 7 年度が 14.8 億円、令和 8 年度が 9.5 億円、令和 9 年度が 1.2 億円でそれぞれ黒字となる見通しです。一方、実質単年度収支は、令和 7 年度は 800 万円の黒字ですが、令和 8 年度は 5.3 億円の赤字、令和 9 年度は 8.3 億円の赤字となる見通しです。

今回の見通しでは、財政調整基金の取り崩しを見込んでいませんが、実質単年度収支のマイナスが続けば、取り崩す必要が生じるため、実質単年度収支を改善する必要があります。

3 財政指標の見通し（令和 7 年度～令和 9 年度）

（単位：％）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
実質公債費比率	7.3	7.1	7.0
将来負担比率※	－	－	－

※将来負担比率が算定されない場合は「－」と表示

実質公債費比率は、下降傾向に推移する見通しです。この要因は、過年度に実施した大型事業に係る公債費の一部償還完了によるものです。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を一時的に上回っているため算定されていませんが、公共施設マネジメント実施計画に基づく事業の実施にあたり、基金の取り崩し及び市債の活用を見込んでいるため、その数値は上昇していくことが見込まれます。

財政指標については、市債の発行が大きな影響を与えることから、市債の発行にあたっては財政的に有利なものを優先して活用するとともに、発行量や残高を適正に管理し健全な財政運営に努めていく必要があります。

第5 今後の見通しと課題及び今後の取組

収支見通しについては、歳入では、市税収入の減収等から自主財源の大幅な伸びが見込めない一方で、歳出では、高齢化に対応するための扶助費等の増加や公共施設の老朽化に伴う改修・整備等に係る経費の増加などが見込まれます。

そのため、今後も引き続き安定的な行政サービスを継続して提供していくためには、従来の概念にとらわれずに、事務事業を取捨選択する視点から、積極的な改善及び見直しを進めていく必要があります。

持続可能なまちづくりを進めるため、現状で考えられる対応策について取り組み、健全な財政を維持していきます。

1 今後の見通しと課題

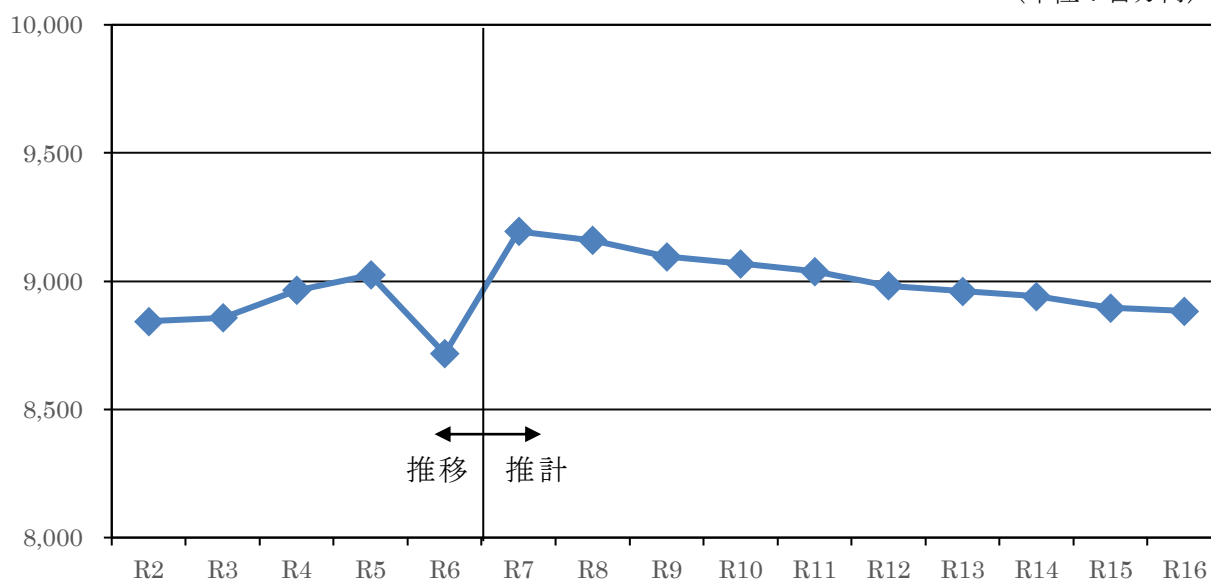
(1) 市税収入の見通し（令和7年度～令和16年度）

令和7年度は、市民税のうち、個人住民税について令和6年度に限り定額減税が実施されたことや、法人市民税について市内大規模法人の生産が開始したことにより、大幅な増収となる見通しです。

令和8年度以降は、市民税のうち、個人市民税について生産年齢人口の減少により減収が見込まれるほか、固定資産税及び都市計画税についても、地価は横ばいの状況が続いているものの、評価替えによる既存家屋の経年減点補正や償却資産の減価償却の影響により、減収となる見込みです。

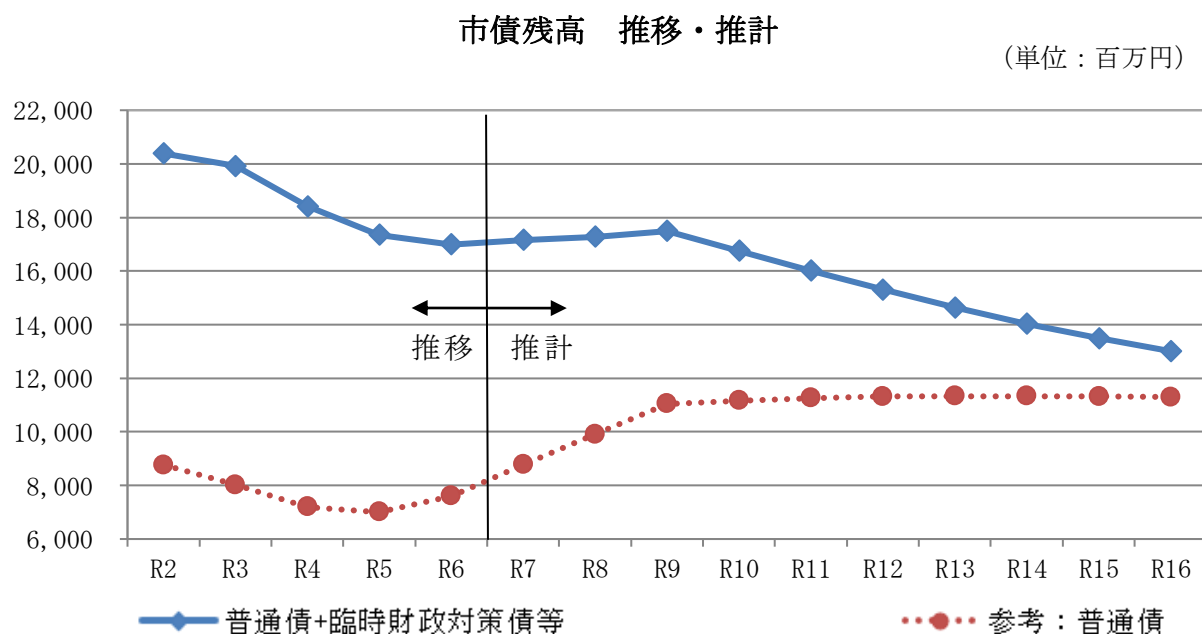
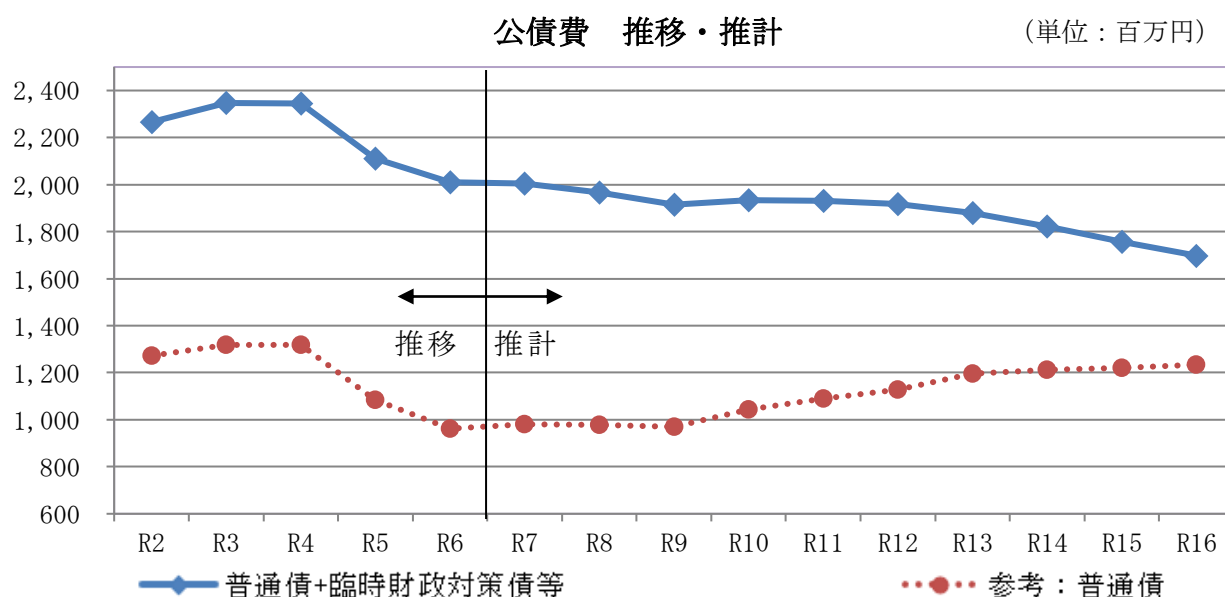
市税 推移・推計

（単位：百万円）



(2) 公債費の見通し（令和 7 年度～令和 1 6 年度）

公債費については、平成 2 6 年度までに実施した小・中学校校舎等耐震補強・大規模改修事業、庁舎建設事業に伴う普通債の元金償還等により、令和 4 年度までは 2 0 億円を上回る状態で推移していましたが、平成 2 7 年度以降の市債の発行抑制により、令和 5 年度以降は下降傾向となっています。しかしながら、公共施設マネジメント実施計画に基づき計画的に施設再編を進めることにより、普通債について令和 9 年度以降は増加を見込んでいます。なお、公債費については令和 7 年度以降、2 0 億円程度を見込んでいます。



(3) 扶助費の増加

扶助費については、高齢化に対応するため、引き続き経費の増加が見込まれます。今後、増加を抑制するための取組が必要です。

(4) 公共施設等の老朽化

本市では、昭和40年代からの人口増加に合わせて公共施設及びインフラ施設を整備してきましたが、現在、それらの多くの施設が更新時期を迎えています。このような状況の中、計画的に対応するため、市では、人口の今後の見通しや公共施設等の将来費用の試算等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定める北本市公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、さらに、当該計画の下に公共施設マネジメント実施計画を策定しました。

これらの計画に基づき、将来にわたって健全で安全な施設運営を行うため、令和7年6月には本市初となる廃校を利用した複合施設を開設します。今後も、公共施設を継続的・安定的に更新・管理するとともに、施設再編を進めていくことが必要です。

(5) 新たな一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の処理については、現在、北本市、鴻巣市及び吉見町の枠組み（埼玉中部環境保全組合）で共同処理を行っていますが、施設の供用開始から約40年が経過し老朽化が進んでいるため、新たな施設の整備等が必要となっています。

組合において令和14年度から新たなごみ処理施設が稼働する予定と公表されましたが、施設整備等への対応に当たっては、多大な負担が想定されるため、適切にその財源を確保するとともに、計画的な基金の積み立てを行い、持続的な財政運営のための負担の平準化が必要です。

(6) 特別会計等への繰出金等の増加

久保特定土地区画整理事業をはじめとする特別会計及び企業会計においては、一般会計からの繰出金等によって会計収支の赤字分を補填しているものがあります。一般会計の財政負担を抑制するため、それぞれの会計の経営努力による繰出金等の縮減が必要です。

2 今後の取組

(1) 自主財源の確保

自主財源の確保のため、積極的な収納対策と市税の増収に向けた取組が必要です。

市民負担の公平性の観点から、市税等の課税客体を的確に把握するとともに、法令に基づいた適正な課税を行います。

市税等の収納率を向上させるため、法令に基づいた滞納整理に取り組むことにより税収の確保に努めます。また、口座振替による納付を促進するなど、期限内納付の推進を図ります。さらに、多様な収納チャネルによる納税機会の確保にも努めます。

また、将来にわたり安定した市税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動を有効な手段の一つとして位置づけ、経済基盤の強化と新たな雇用創出に向けた取組を積極的に推進するとともに、ふるさと納税による寄附金の増加につなげる取組を推進します。

(2) 市債残高の適正管理

市債残高のうち普通債については、小・中学校校舎等耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等に伴う市債の発行により、平成26年度まで大きく増加していました。平成27年度以降は市債の発行を抑えているため、令和5年度までは下降傾向となったものの、公共施設マネジメント実施計画に基づき、計画的に施設再編を進めていくことから、令和6年度以降は増加傾向となります。

今後も、健全で持続可能な財政を堅持するため、引き続き交付税措置のある有利な地方債を優先的に活用するとともに、計画的な市債の発行に努め、市債残高を適正に管理していきます。

(3) 公共施設等の適正管理

老朽化した公共施設及びインフラ施設の改修等は、市民が安全に安心して施設を利用する上で不可欠です。そのため、引き続き公共施設マネジメント実施計画や舗装の個別施設計画などに基づき、効率的かつ効果的な施設運営を進めていきます。

また、将来にわたって活用する予定のない公有地は、積極的に処分していきます。

(4) 事務事業の継続的改善

行政経営システムに基づき、施策及び基本事業に照らし、事務事業の目的妥当性、効率性、有効性等を検証することにより、次年度以降の取組の方向性を決定するよう、計画、予算、評価が連動した仕組みの継続的な運用を図ります。

また、その運用の中で市民のニーズを把握した上で、施策評価、基

本事業及び事務事業評価を実施し、評価結果に応じて、所期の目的を達成した事務事業、事業効果が低い事務事業等を見直すとともに、目的が類似する事務事業の統廃合を行う等、限られた財源の効果的な活用に努めます。

さらに、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、ＩＣＴの活用について最新の動向を注視し、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図ります。

(5) 受益者負担の適正化

負担金、使用料、手数料等については、受益と負担の公平性を確保するとともに、財政運営の健全性と行政サービスの水準の確保を図るために、必要な財源を確保する観点から見直しを行い、適正化を図ります。

ア 国民健康保険特別会計については、当初予算における一般会計からの繰入金（赤字補填）がない状況です。今後も制度運営の状況を注視するとともに、受益と負担の観点から適切な制度運営を行います。

イ 公共下水道事業については、平成２９年度から企業会計に移行しています。これにより、公共下水道事業の経営状況を的確に把握し、経営の効率化及び健全化を図るとともに、今後も公共下水道事業経営戦略に基づき、事業を計画的に進めていきます。

ウ 使用料及び手数料については、財政運営の健全性と行政サービスの水準の確保を目的に、市民負担の公平性及び適正な受益者負担の確保の観点から、北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針（令和元年１０月策定）に基づき、定期的に見直しを行います。

(6) 定員管理の適正化

職員の定員管理は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、絶えず自主的かつ主体的に行うべき取組です。今後も引き続き、事務事業の整理統合、行政組織の効率化、職員及び会計年度任用職員の適正配置、外部委託、ＤＸの推進により、職員数の適正化を図るとともに、中・長期的な視野に立ち、計画的な定員管理を行います。

(7) 補助金の見直し

市民のニーズや社会経済情勢の変化に対して、公平公正で、的確かつ迅速に対応し、より効果的な補助金とすることができるよう、平成２９年度に策定した補助金の見直しに関する指針（平成２９年９月２５日市長決裁）に基づき、既存の補助金の見直しを行います。

(8) 社会保障関係経費の伸びの抑制

高齢化社会の進行により、社会保障関係経費の増加が続くことが見込まれることから、当該増加の抑制を図るため、健康寿命の延伸、生涯現役社会の実現及び自立を目指した支援の取組を推進します。

また、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするため、社会保障関係施策のみならず、他の分野の施策との連携強化により、相乗効果の促進を図ります。

(9) 多様な担い手との協働及び民間活力の活用

今後の公共サービスの提供の在り方については、自助、共助及び公助の適正なバランスを考慮し、行政のみならず、多様な主体がその役割を担うことにより、地域において継続的なサービスの提供が可能となる仕組みづくりを推進します。

(10) 広域連携の推進

広域的に取り組むことにより市民サービスの維持又は向上を図ることができる事業については、積極的に他市町と連携します。また、地域における共通の課題に対応するための共同事業を企画立案し、実行します。

普通会計の公債費見通しと今後の取組（令和７年度～令和１６年度）

普通会計※の公債費については、令和４年度までは一般会計と同様に上昇傾向にあり、２５億円程度で推移していましたが、平成２７年度以降の市債発行抑制により、令和５年度以降は下降傾向となっています。しかしながら、施設再編に伴う改修等の実施に伴い、普通債については再び増加傾向を見込んでいます。なお、公債費は概ね２１億円で推移するものと想定しています。

また、久保特会においては、南部地域整備基金の活用等を行いながら事業を推進することにより、公債費については毎年１．５億円程度を見込んでいます。

今後も、健全で持続可能な財政を堅持するため、各種基金の活用も視野に計画的な市債の発行に努め、市債残高を適正に管理していきます。

※普通会計：一般会計＋北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計（久保特会）

